

○厚生労働省令第二十六号

母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十五条第二項及び母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第八条の規定に基づき、母体保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

母体保護法施行規則の一部を改正する省令
母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六号中「資格」を「受講資格」に改める。

第十七条第一号中「保健師又は看護師」を「保健師若しくは看護師又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する助産師養成所（これらの者が認定講習の実施者である場合に限り。）に在学し、助産師として必要な知識及び技能を修得中の者」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。